

令和5年度第2回大分県地方独立行政法人評価委員会 次第

日時：令和5年10月25日（水）

13:00～15:00

場所：大分県庁舎本館6階

防災活動支援室1

1 開 会

2 議 事

(1) 第四期中期目標の策定について

(2) 公立大学法人大分県立看護科学大学における中期目標について

① 第三期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

② 第四期中期目標案について

(3) 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学における中期目標について

① 第三期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

② 第四期中期目標案について

3 その他

4 閉 会

(別紙様式)

令和5年度第2回 大分県地方独立行政法人評価委員会

評価委員

	氏名	役職
委員	権藤 淳 <small>ごんどう あつし</small>	豊和銀行代表取締役 頭取
	光田 加壽子 <small>みつだ かずこ</small>	さくら咲税理士法人 税理士
	久家 里三 <small>くげ さとぞう</small>	(株)久家本店 代表取締役社長 公益財団法人大分県奨学会 理事長
	江上 千代美 <small>えがみ ちよみ</small>	公立大学法人福岡県立大学 看護学部長
	藤原 恵洋 <small>ふじはら けいよう</small>	九州大学 名誉教授 一般財団法人竹田市文化振興財団 理事長

公立大学法人所管課

所属等	氏名	役職
医療政策課	三好 一夫	課長
	竹永 祐子	看護班 課長補佐 (総括)
	木戸 孝洋	看護班 副主幹
政策企画課	小野 宏	課長
	平山 聡	企画調整班 主幹 (総括)
	飛弾 蔵	企画調整班 主査

公立大学法人

所属等	氏名	役職
大分県立 看護科学 大 学	首藤 圭	理事兼事務局長
	尾割 勇作	総務グループリーダー
	安部 翼	総務グループ 主任
大分県立 芸術文化 短期大学	安藤 善之	理事兼事務局長
	後藤 和秀	総務企画部長
	橋本 展幸	総務企画グループリーダー
	平山 聖子	総務企画グループ 副主幹

事務局

所属等	氏名	役職
行政企画課	山本 勝紀	課長
	河部 明美	総務企画監
	和田 博幸	行政企画班 課長補佐 (総括)
	奥村 和明	行政企画班 主査

○ 中期目標策定の概要

1. 策定根拠

地方独立行政法人法第25条、第78条

2. 中期目標とは

公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標

（1）公立大学法人が中期計画を作成する際の指針

（2）県が公立大学法人の業務実績を評価する際の基準

※県が公立大学法人へ中期目標を指示し、公立大学法人は中期目標を踏まえて中期計画（法第26条）を策定

3. 目標期間

6年間（令和6年度～11年度）

4. 中期目標の記載事項（法定）

① 法人の基本目標、中期目標の期間

② 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

→ 公立大学法人の場合：教育及び研究の質の向上、社会貢献等について記載

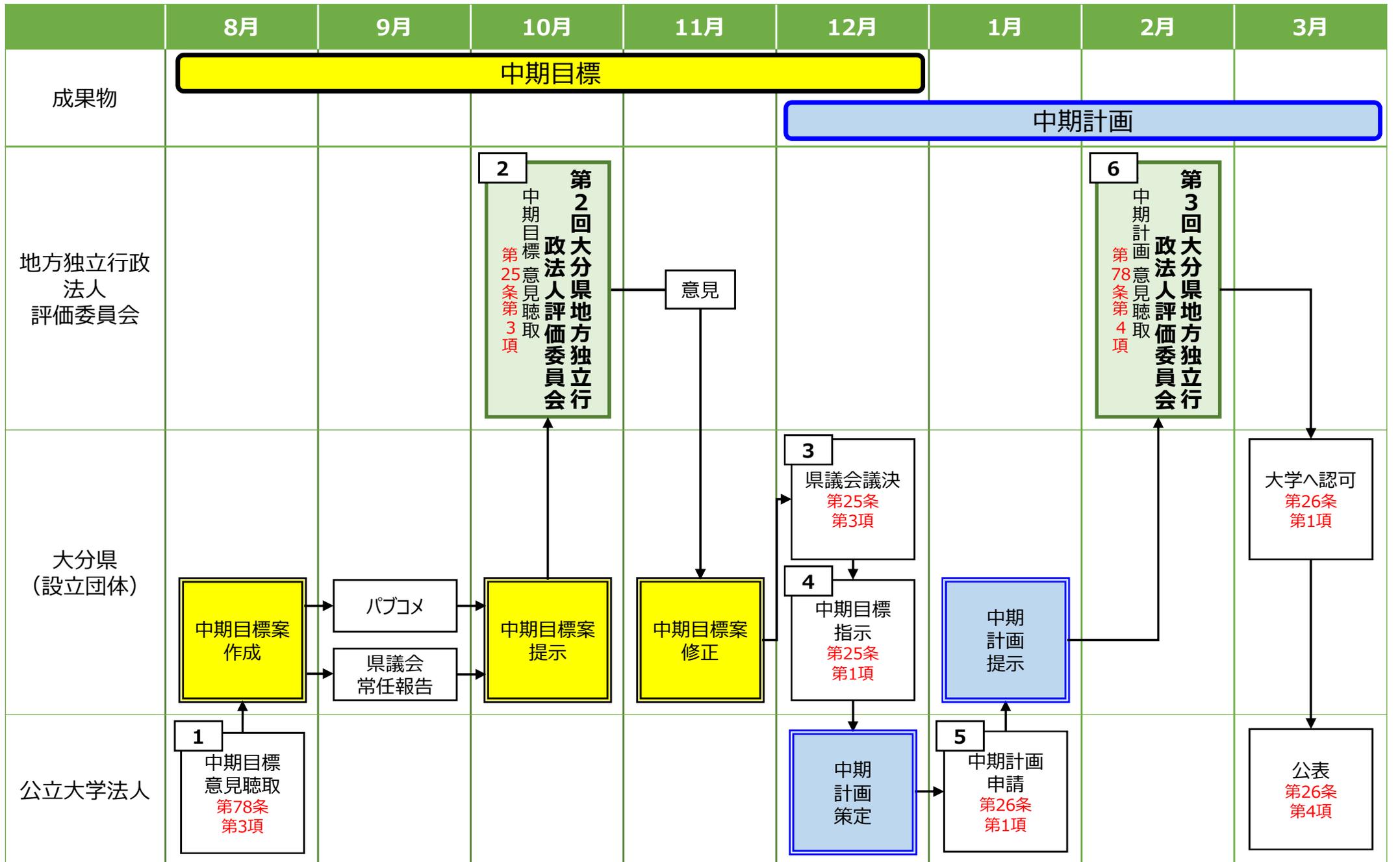
③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

④ 財務内容の改善に関する事項

⑤ 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

⑥ その他業務運営に関する重要事項

中期目標・中期計画作成スケジュール



第三期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の検討

○ 中期目標終了時の対応

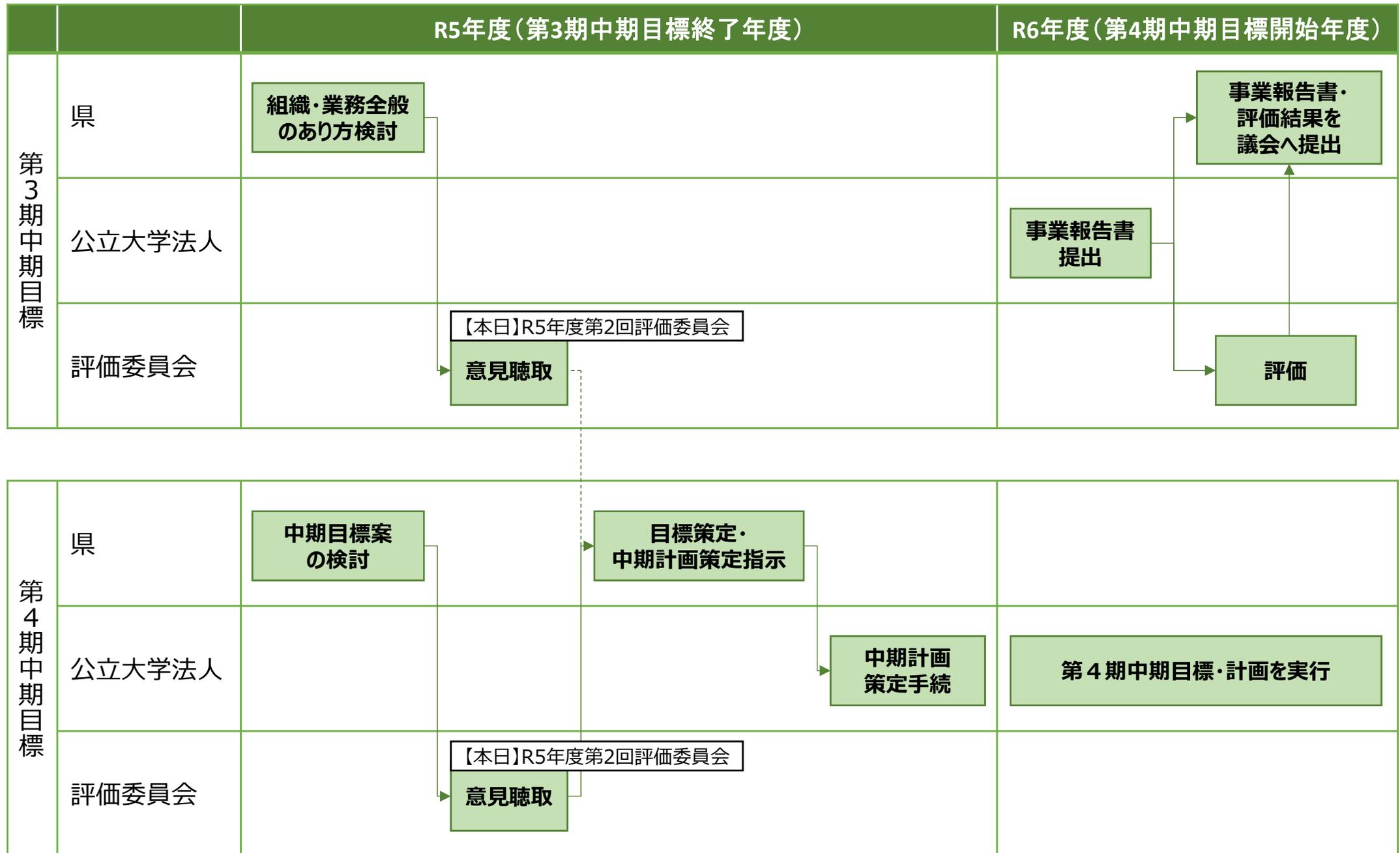
中期目標の期間の終了時の検討

1. 法令根拠
 - ・地方独立行政法人法第79条の2
2. 対応
 - ・県は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間の評価を行ったとき（令和4年7月実施済）は、中期目標の期間の終了時まで、業務を継続させる必要性、組織及び業務の全般にわたる検討を行う。
 - ・検討を行うにあたって、県は評価委員会の意見を聴取。
 - ・検討結果に基づき、県は公立大学法人へ所要の措置を講ずる

中期目標期間における業務実績等に関する評価

1. 法令根拠
 - ・地方独立行政法方第78条の2
2. 対応
 - ・公立大学法人は、中期目標の期間の終了後3か月以内に、中期目標の項目毎に実績を記した事業報告書を県へ提出し公表
 - ・公立大学法人は、業務の実績について、評価委員会の評価を受ける
 - ・県は提出を受けた事業報告書を議会へ報告

第三期中期目標期間終了時の流れ



【参考】地方独立行政法人法（中期目標・中期計画 関係条文）

（中期目標）

- 第二十五条 **設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。** 当該中期目標を変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
- 1 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 4 財務内容の改善に関する事項
 - 5 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。**

（中期計画）

- 第二十六条 **地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。** 当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 4 短期借入金の限度額
 - 4の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 5 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 6 剰余金の用途
 - 7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。**

（中期目標等の特例）

- 第七十八条 **公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。**
- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、**教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。**
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。**
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**
- 5 **公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。**
- 6 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。
- 7 第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。

赤字：中期目標 関連

青字：中期計画 関連

【参考】地方独立行政法人法（組織・業務全般の検討 関係条文）

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 **中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績**

2 **公立大学法人は**、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる**事業年度の終了後三月以内に**、当該各号に定める事項及び当該事項について**自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。**

3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 **設立団体の長は**、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を**議会に報告しなければならない。**

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する**中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。**

2 **設立団体の長は**、前項の規定による検討を行うに当たっては、**評価委員会の意見を聴かなければならない。**

3 **設立団体の長は**、第一項の検討の結果及び同項の規定により**講ずる措置の内容を公表しなければならない。**

赤字：組織・業務全般の検討 関連

青字：中期目標期間の評価 関連

公立大学法人大分県立看護科学大学の第3期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

資料2

1. 第3期中期目標期間の実績 –平成30～令和5年度（2018～2023年度）–

1 教育研究等の質の向上

- DXやICTを活用した実習室の近代化を進め、看護の臨床判断力や看護技術を高めるアクティブラーニング（学生の能動的な学習）を強化
- 広域看護学コース（保健師養成）の定員増（R4：5→10名）や学部生の特別選抜（H30～:保健師・助産師、R3～:NP（診療看護師））など大学院で専門性の高い看護職を養成
- 1年次からの就職セミナー実施やガイダンスの前倒しにより、県内就職率（学部、H30-R4平均）は53.1%と中期計画の目標値（50%）を達成、R4は過去最高の60%
- 国家試験合格率（H30-R4平均）は看護師99.0%（全国90.2%）、助産師97.7%（全国98.7%）、保健師100%（全国90.1%）といずれも高い合格率を達成

2 業務運営の改善

- 全研究室の教育負担が見える化し、そのエビデンスに基づいて教員配置を決定するとともに、研究室体制を見直し看護学教育を強化

3 財務内容の改善

- 助成申請の研修会や他教員による申請書評価の実施により、日本学術振興会の科学研究費新規採択率が上昇（R1：17.9%→R4：29.4%）

4 自己点検及び外部評価

- 教育研究等の質の向上は5年連続でS評価（通算ではH18年度の評価開始以来17年連続S評価）

5 その他業務運営に関する重要事項

- 新型コロナ対策として、感染状況に応じてオンライン授業に切り替え、学事暦どおり授業実施。併せて感染症対策マニュアルを適宜改定

2. 第3期中期目標期間の総括と今後の課題について

・総括

教育研究等の質の向上に着実に取り組み、県内就職率の向上や国家試験に対する高い合格率の達成など、第3期中期目標期間において成果を挙げていることが認められる。

法人の組織・業務全般について、運営は適切かつ妥当なものと判断する。

→ 組織・業務全般について、法に規定する特段の措置を講ずる必要性は認められない。

・今後の課題

学部において判断力・課題解決能力を備えた看護職者を、大学院において地域のリーダーとなる専門性の高い看護人材をそれぞれ育成
県内企業との共同研究等を通じ、県の産業振興に寄与

第 3 期中期目標期間の業務実績評価

1. 中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する全体評価（概要） R4.7評価結果

【見込評価】

全体として中期計画が順調に実施されており達成が見込まれる。

【主な評価理由】

- ・ 令和 5 年度までに「4 年間の看護師基礎教育のモデル」と「養護教諭（一種免許）養成課程」について、評価・改善を行う目標が達成できる見込みであること。
- ・ 学生の看護師国家試験合格率 100% を継続していることに加え、県内就職率は 50% を超え、増加傾向にあること。
- ・ 学長を兼ねる理事長が強いリーダーシップを発揮し、教員や学外理事等の意見を取り入れ、学内の了解を得ながら改革を推進していること。
- ・ 令和 3 事業年度終了時点で授業料等の滞納はなく、納付が遅延している学生がいる場合には助言や指導を行い、分割等計画的な授業料納付に導く等の取組を継続することで、中期計画の達成を見込んであること。
- ・ 科研費申請の学内研修会の実施、外部資金公募情報の周知、レビュアーによる指導等により、4 千万円以上の外部資金を獲得できており、継続して外部資金獲得促進に取り組んでいること。

2. 項目別評価の概要

各年度及び見込評価において、各項目で「A」以上の評価

大項目評価	評価対象事業年度					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	見込	令和4年度
I.大学の教育研究等の質の向上に関する目標	S	S	S	S	S	S
II.業務運営の改善及び効率化に関する目標	A	A	A	S	S	S
III.財務内容の改善に関する目標	A	A	A	A	A	A
IV.自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	A	A	A	A	A	A
V.その他業務運営に関する目標	A	A	A	A	A	A

S：特筆すべき進行状況
 A：計画どおり
 B：おおむね計画どおり
 C：やや遅れている
 D：重大な改善事項あり

I 第4期中期目標（案）のコンセプト - 令和6～11年度（2024～2030年度） -

- 1 看護教育機能の強化による、専門性と豊かな人間性を持つ看護職の育成
- 2 看護学教育研究拠点としての機能の充実強化による社会的な課題への対応と、地域の健康・福祉につながる社会貢献の充実

II 第4期中期目標（案）のポイント

目的：看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請に応えることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

1. 教育研究等の質の向上

- ・教育のDX化など必要な教育環境を整備するとともに、学生の学習・授業の改善を図るため教学マネジメント（大学がその教育目的を達成するために行う管理運営）及びインスティテューショナル・リサーチ（大学において、大学に関する情報の調査及び分析を実施する機能）を推進し、判断力・課題解決能力を備えた看護職者を育成
- ・大学院において、県内の看護職者や卒業生・修了生を地域のリーダーとなる専門性の高い看護人材（看護管理者、保健師、助産師、NPなど）として育成
- ・県内医療機関や各種団体と連携した就職ガイダンスや、面接指導・小論文対策など丁寧な就職支援を実施し、より多くの学生の県内就職を促進
- ・県内外の企業との共同研究などを通じ、特許取得や社会実装など大分県の産業振興に寄与

2. 業務運営の改善

- ・大学特有の業務の機能強化及び専門的知識・技術の蓄積を図るため、計画的・段階的に法人固有職員を採用し育成

3. 財務内容の改善

- ・教員の研究費等外部資金獲得の体制整備や、教職員のコスト意識を高める等、法人運営費の効率的な執行を推進

4. 自己点検及び外部評価

- ・法改正に伴い廃止される年度毎の外部評価に代わり、成果指標を設定
※4年度目と最終年度の外部評価は継続

5. その他業務運営

- ・安全衛生管理体制及び危機管理体制を随時見直し、安全・安心な教育研究環境を実現

公立大学法人大分県立看護科学大学中期目標（案）

第 1 目的

公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）は、大分県における看護学の拠点として大学を設置し、及び管理することにより、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請に応えることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

この目的を実現するため、法人の基本的な目標及び業務運営に関する目標を定める。

第 2 法人の基本的目標

1 教育

生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力と豊かな人間性を持ち、自律的に判断し、及び実践的に問題を解決する能力を備えた看護職者を育成する。

2 研究

看護学の基礎的な知見を生み出す研究に加えて、社会に直接還元できる成果を目指した研究を推進し、国際的なレベルの研究成果を創出する。

3 社会貢献

看護職者及び地域社会のニーズに応じた取組を行い、関係団体との連携・協働による開かれた大学を目指すとともに、看護学教育研究拠点として社会に貢献できる大学を目指す。

4 組織運営

適切な組織・人事体制の下で、経営及び財政の適正化と効率化を図る。

また、適切な点検・評価体制の充実を図り、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。

第 3 業務運営に関する目標

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学部及び研究科を置く。

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育

ア 教育の内容及び到達目標

看護の対象となる生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、専門職として自律的に判断し、課題を解決する能力を持った人材を育成する。これらの教育を通して、看護学の発展・向上に貢献するとともに地域医療に貢献する。

(ア) 学部教育

4年間の看護師基礎教育のモデルの評価・改善

養護教諭(一種免許)養成課程の評価・改善

(イ) 大学院教育

地域のリーダーとなる専門性の高い看護人材(看護管理者、保健師、助産師、NP(ナースプラクティショナー))を育成するとともに、大学院での教育モデルを確立

専門領域の教育を教授し、研究できる人材の育成

イ 教育の質の向上

教育機能を強化し、より効果的で魅力ある教育を推進するため、教育のDXを進め、シミュレーション教育やeラーニング、オンラインを活用した遠隔授業など必要な教育環境を整備する。また、教育効果を適切に評価し、学生の学習や授業の改善を図るため、教学マネジメント(大学がその教育目的を達成するために行う管理運営)及びIR(インスティテューショナル・リサーチ:大学において、大学に関する情報の調査及び分析を実施する機能)を推進する。

本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性を社会に周知し、多くの意欲のある優秀な学生を確保していくために積極的な活動を行う。

ウ 学生等への支援

学生の自己学習能力を高めるための支援、生活及び健康管理の支援並びに就職支援の体制の充実を図る。

(2) 研究

ア 研究の方向

大分県の看護学教育研究拠点として保健、医療及び福祉の分野における基礎的研究や地域の課題の解決を目指す研究を推進する。

イ 研究の実施体制

自治体や企業等と連携し、国際的又は地域における共同研究を推進し、研究成果を国内外に発信する。

(3) 社会貢献

ア 看護職者の確保・育成

自治体や各種団体と連携し、大分県の看護学教育研究拠点として、大分県内の看護職者や本学卒業生・修了生の資質向上を目指す。また、県内就職の促進や卒業生のUターンへの支援などについても取り組む。

イ 大分県民の健康増進

自治体や各種団体と連携し、大分県民の健康増進に資する活動を進める。

ウ 国際交流の推進

教育・研究における教員及び学生の国際交流及び国際協力を推進するとともに、大分県と海外との架け橋となることを目指す。

エ 産学官連携の充実強化

産学官連携により、特許取得、社会実装、起業等を支援し、大分県の産業振興に寄与する。

3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制

理事長のリーダーシップの下に、弾力的かつ機動的な運営を行うことにより、法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学運営を推進する。

事務処理の合理化及び簡素化を図るため、事務局の組織体制及び事務処理体制を継続的に検討し、改善を図る。

(2) 人事・労務管理の適正化

教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保するとともに、教職員の能力向上、健康の保持増進、及び組織の活性化を図る。

大学特有の業務の機能強化及び専門的知識・技術の蓄積を図るため、計画的・段階的に法人固有職員の採用や人材育成を行う。

業務に対する教職員の意識・意欲及び能力を高めるため、教職員の評価制度について継続して改善・充実を図り、活用について検討する。

4 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入及び外部資金の獲得

経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。また、教員の研究費等外部資金を獲得するための体制を充実させ、大学全体で取り組む。

(2) 経費の効率化

経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、教職員のコスト意識を高め、法人運営費の効率的な執行に努める。

(3) 資産の適正管理及び有効活用

法人の資産を適正に管理・運用するとともに、大学の施設・設備を有効に活用し、地域社会への貢献を図る。

大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。

5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 内部質保証の推進

内部質保証システムを強化し、P D C Aサイクルを機能させて、教育・研究等の持続的な改善を進める。

(2) 情報公開や情報発信の推進

県や市、関係団体などステークホルダーや社会への説明責任を果たし、県民の理解や参加を促すために、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開し、効果的な情報発信に努める。

6 その他業務運営に関する重要目標

(1) 施設・設備の整備と活用

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、中長期保全計画に基づき計画的な施設・設備の整備と活用を図る。

(2) 大学の危機管理

校内における事故や犯罪及び災害による被害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び危機管理体制を状況に応じて見直し、充実を図る。

(3) 人権尊重の推進

学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントの防止、ダイバーシティの推進を図る。

(4) 情報管理の徹底

大学が保有する情報を適正に管理するとともに、情報セキュリティの強化を図る。

別表

学 部	看護学部
研究科	看護学研究科

公立大学法人大分県立看護科学大学 第4期中期目標(案)に対する意見及び意見に対する県の考え方

資料5

項目	意見の概要	意見に対する考え方及び反映状況
<p>3) 社会貢献 ア 看護職者の確保・育成</p>	<p>県立の看護学教育研究拠点として看護職者の県内就職促進は重要な役割だと考えますが、その方策として受け皿である県内医療機関の雇用労働条件や就労環境の現状把握(他都道府県との比較)、改善・向上に向けた主体的な取組や働き掛けも大分県における看護学教育研究拠点として必要ではないかと考えます。</p>	<p>看護職者の県内就職促進は重要な課題と考えており、今までも取り組んできたところですが、第4期中期目標においても社会貢献の一環として取り組むこととしています。 県内医療機関の雇用労働条件や就労環境の現状把握、改善・向上に向けた具体的な取組については、大学が作成する中期計画の中で検討することとなりますので、ご意見を踏まえ大学と協議します。</p>

第3期中期目標 項目	第4期中期目標（案）項目
<p>第1 目的</p> <p>第2 法人の基本的目標</p> <p>1 教育 2 研究 3 社会貢献 4 組織運営</p> <p>第3 業務運営に関する目標</p> <p>1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>(1) 中期目標の期間 (2) 教育研究上の基本組織</p> <p>2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 教育</p> <p>ア 教育の内容と到達目標 イ 教育の実施体制 ウ 学生等への支援</p> <p>(2) 研究</p> <p>ア 研究の方向 イ 研究の実施体制</p> <p>(3) 社会貢献</p> <p>ア 地域社会への貢献 イ 国際交流の推進 ウ 産学官連携の充実強化</p> <p>3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 運営体制 (2) 人事・労務管理の適正化</p> <p>4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 自己収入及び外部資金の獲得 (2) 経費の効率化</p> <p>(3) 資産の適正管理及び有効活用</p> <p>5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>(1) 自己点検及び自己評価の充実 (2) 情報公開や情報発信の推進</p> <p>6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) 施設・設備の整備と活用 (2) 大学の危機管理 (3) 人権尊重の推進</p> <p>(4) 情報管理の徹底</p> <p>別表</p>	<p>第1 目的</p> <p>第2 法人の基本的目標</p> <p>1 教育 2 研究 3 社会貢献 4 組織運営</p> <p>第3 業務運営に関する目標</p> <p>1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>(1) 中期目標の期間 (2) 教育研究上の基本組織</p> <p>2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 教育</p> <p>ア 教育の内容と到達目標 イ 教育の<u>質の向上</u> ウ 学生等への支援</p> <p>(2) 研究</p> <p>ア 研究の方向 イ 研究の実施体制</p> <p>(3) 社会貢献</p> <p>ア <u>看護職者の確保・育成</u> イ <u>大分県民の健康増進</u></p> <p>ウ 国際交流の推進 エ 産学官連携の充実強化</p> <p>3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 運営体制 (2) 人事・労務管理の適正化</p> <p>4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 自己収入及び外部資金の獲得 (2) 経費の効率化</p> <p>(3) 資産の適正管理及び有効活用</p> <p>5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>(1) <u>内部質保証の推進</u> (2) 情報公開や情報発信の推進</p> <p>6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) 施設・設備の整備と活用 (2) 大学の危機管理 (3) 人権尊重の推進</p> <p>(4) 情報管理の徹底</p> <p>別表</p>

第3期中期目標	第4期中期目標（案）
<p>第1 目的</p> <p>公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）は、大分県における看護学の拠点として大学を設置し、及び管理することにより、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請に応えることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。</p> <p>この目的を実現するため、法人の基本的な目標及び業務運営に関する目標を定める。</p>	<p>第1 目的</p> <p>公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）は、大分県における看護学の拠点として大学を設置し、及び管理することにより、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請に応えることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。</p> <p>この目的を実現するため、法人の基本的な目標及び業務運営に関する目標を定める。</p>
<p>第2 法人の基本的目標</p>	<p>第2 法人の基本的目標</p>
<p>1 教育</p> <p>生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力と豊かな人間性を持ち、自律的に判断し、及び実践的に問題を解決する能力を備えた看護職者を育成する。</p>	<p>1 教育</p> <p>生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力と豊かな人間性を持ち、自律的に判断し、及び実践的に問題を解決する能力を備えた看護職者を育成する。</p>
<p>2 研究</p> <p>看護学の基礎的な知見を生み出す研究に加えて、社会に直接還元できる成果を目指した研究を推進し、国際的なレベルの研究成果を創出する。</p>	<p>2 研究</p> <p>看護学の基礎的な知見を生み出す研究に加えて、社会に直接還元できる成果を目指した研究を推進し、国際的なレベルの研究成果を創出する。</p>
<p>3 社会貢献</p> <p>看護職者及び地域社会のニーズに応じた取組を行い、関係団体との連携・協働による開かれた大学を目指すとともに、看護学教育研究拠点として社会に貢献できる大学を目指す。</p>	<p>3 社会貢献</p> <p>看護職者及び地域社会のニーズに応じた取組を行い、関係団体との連携・協働による開かれた大学を目指すとともに、看護学教育研究拠点として社会に貢献できる大学を目指す。</p>
<p>4 組織運営</p> <p>適切な組織・人事体制の下で、経営及び財政の適正化と効率化を図る。</p> <p>また、適切な点検・評価体制の充実を図り、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。</p>	<p>4 組織運営</p> <p>適切な組織・人事体制の下で、経営及び財政の適正化と効率化を図る。</p> <p>また、適切な点検・評価体制の充実を図り、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。</p>

第3期中期目標	第4期中期目標(案)
第3 業務運営に関する目標	第3 業務運営に関する目標
1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
(1) 中期目標の期間	(1) 中期目標の期間
平成30年4月1日から平成36年3月31日まで	<u>令和6</u> 年4月1日から <u>令和12</u> 年3月31日まで
(2) 教育研究上の基本組織	(2) 教育研究上の基本組織
この中期目標を達成するため、別表に掲げる学部及び研究科を置く。	この中期目標を達成するため、別表に掲げる学部及び研究科を置く。
2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
(1) 教育	(1) 教育
ア 教育の内容及び到達目標	ア 教育の内容及び到達目標
<p>看護の対象となる生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、専門職として自律的に判断し、課題を解決する能力を持った人材を育成する。これらの教育を通して、看護学の発展・向上に貢献するとともに地域医療に貢献する。</p> <p>(ア) 学部教育</p> <p>4年間の看護師基礎教育のモデルの評価・改善 養護教諭(一種免許)養成課程の評価・改善</p> <p>(イ) 大学院教育</p> <p>保健師及び助産師の基礎教育のモデルを確立 卒業後、地域においてリーダーとなる専門性の高い看護人材(看護師、保健師、助産師及びNP(ナースプラクティショナー))の養成 専門領域の教育を教授し、及び研究できる人材の育成</p>	<p>看護の対象となる生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、専門職として自律的に判断し、課題を解決する能力を持った人材を育成する。これらの教育を通して、看護学の発展・向上に貢献するとともに地域医療に貢献する。</p> <p>(ア) 学部教育</p> <p>4年間の看護師基礎教育のモデルの評価・改善 養護教諭(一種免許)養成課程の評価・改善</p> <p>(イ) 大学院教育</p> <p>地域のリーダーとなる専門性の高い看護人材(看護管理者、保健師、助産師、<u>NP(ナースプラクティショナー)</u>)<u>を育成するとともに、大学院での教育モデルを確立</u> 専門領域の教育を教授し、及び研究できる人材の育成</p>

第3期中期目標	第4期中期目標（案）
<p>イ 教育の実施体制</p> <p>教育機能を強化し、より効果的で魅力ある教育を推進するために、教育効果を適切に評価し、学生の学習方法及び授業方法にフィードバックする。また、本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性を社会に周知し、多くの意欲のある優秀な学生を確保していくために積極的な活動を行う。</p> <p>同時に、必要な教育環境を整備する。</p>	<p>イ 教育の質の向上</p> <p>教育機能を強化し、より効果的で魅力ある教育を推進するため、<u>教育のDXを進め、シミュレーション教育やeラーニング、オンラインを活用した遠隔授業など必要な教育環境を整備する。</u>また、教育効果を適切に評価し、学生の学習や授業の改善を図るため、<u>教学マネジメント（大学がその教育目的を達成するために行う管理運営）及びIR（インスティテューショナル・リサーチ：大学において、大学に関する情報の調査及び分析を実施する機能）を推進する。</u></p> <p>本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性を社会に周知し、多くの意欲のある優秀な学生を確保していくために積極的な活動を行う。</p>
<p>ウ 学生等への支援</p> <p>学生の自己学習能力を高めるための支援、生活及び健康管理の支援並びに就職支援の体制の充実を図るほか県内就職の推進や卒業生のUターンへの支援などについても取り組む。</p>	<p>ウ 学生等への支援</p> <p>学生の自己学習能力を高めるための支援、生活及び健康管理の支援並びに就職支援の体制の充実を図る。</p>
<p>（2） 研究</p>	<p>（2） 研究</p>
<p>ア 研究の方向</p> <p>看護学研究機関として、保健、医療及び福祉の分野における基礎的な研究に加えて、社会的・地域的要請の高い課題に対する多様な研究活動を推進できるプロジェクト研究を積極的に設け、質の高い研究成果を目指す。</p>	<p>ア 研究の方向</p> <p><u>大分県の看護学教育研究拠点</u>として保健、医療及び福祉の分野における基礎的研究や<u>地域の課題の解決を目指す研究を推進する。</u></p>
<p>イ 研究の実施体制</p> <p>国際的又は地域的な共同研究を推進し、研究成果を国際会議や学内外の報告会等を利用して積極的に社会に発信する体制を構築する。</p>	<p>イ 研究の実施体制</p> <p><u>自治体や企業等と連携し、</u>国際的又は地域<u>における</u>共同研究を推進し、研究成果を<u>国内外に発信する。</u></p>

第3期中期目標	第4期中期目標（案）
<p>(3) 社会貢献</p>	<p>(3) 社会貢献</p>
<p>ア 地域社会への貢献</p> <p>大分県内の看護職者の資質向上のための教育及び研究を支援し、地域の看護学教育研究拠点としての役割を担う。卒業生及び修了生との連携や継続教育の実施を通して、地域の保健、医療及び福祉への貢献を目指す。また、高まる看護需要に応えられるよう、質の高い看護職者を県内に輩出するとともに、行政機関や各種団体と連携し、健康長寿の社会づくりの推進に寄与する。</p>	<p>ア 看護職者の確保・育成</p> <p><u>自治体や各種団体と連携し、大分県の看護学教育研究拠点として、大分県内の看護職者や本学卒業生・修了生の資質向上を目指す。また、県内就職の促進や卒業生のUターンへの支援などについても取り組む。</u></p>
	<p>イ 大分県民の健康増進</p> <p><u>自治体や各種団体と連携し、大分県民の健康増進に資する活動を進める。</u></p>
<p>イ 国際交流の推進</p> <p>教育・研究における国際交流及び国際協力を促進するとともに、国外からの研修生や留学生を積極的に受け入れ、学生の国際的な視野を育成する。</p>	<p>ウ 国際交流の推進</p> <p>教育・研究における<u>教員及び学生の</u>国際交流及び国際協力を<u>推進</u>するとともに、<u>大分県と海外との架け橋となることを目指す。</u></p>
<p>ウ 産学官連携の充実強化</p> <p>主体的及び組織的に産学官連携に取り組むことで、研究成果等の社会還元を進めるとともに、実践に根ざした独創性のある人材を育成する。</p>	<p>エ 産学官連携の充実強化</p> <p><u>産学官連携により、特許取得、社会実装、起業等を支援し、大分県の産業振興に寄与する。</u></p>
<p>3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>	<p>3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>
<p>(1) 運営体制</p> <p>理事長のリーダーシップの下に、弾力的かつ機動的な運営を行うことにより、法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学運営を推進する。</p> <p>事務処理の合理化及び簡素化を図るため、事務局の組織体制及び事務処理体制を継続的に検討し、改善を図る。</p>	<p>(1) 運営体制</p> <p>理事長のリーダーシップの下に、弾力的かつ機動的な運営を行うことにより、法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学運営を推進する。</p> <p>事務処理の合理化及び簡素化を図るため、事務局の組織体制及び事務処理体制を継続的に検討し、改善を図る。</p>

第3期中期目標	第4期中期目標（案）
<p>(2) 人事・労務管理の適正化</p> <p>教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保するとともに、教職員の能力向上、健康の保持増進及び組織の活性化を図る。</p> <p>業務に対する教職員の意識・意欲及び能力を高めるため、教職員の評価制度について継続して改善・充実を図り、活用について検討する。</p>	<p>(2) 人事・労務管理の適正化</p> <p>教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保するとともに、教職員の能力向上、健康の保持増進及び組織の活性化を図る。</p> <p><u>大学特有の業務の機能強化及び専門的知識・技術の蓄積を図るため、計画的・段階的に法人固有職員の採用や人材育成を行う。</u></p> <p>業務に対する教職員の意識・意欲及び能力を高めるため、教職員の評価制度について継続して改善・充実を図り、活用について検討する。</p>
<p>4 財務内容の改善に関する目標</p>	<p>4 財務内容の改善に関する目標</p>
<p>(1) 自己収入及び外部資金の獲得</p> <p>経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。また、教員の研究費等外部資金を獲得するための体制を充実させ、大学全体で取り組む。</p>	<p>(1) 自己収入及び外部資金の獲得</p> <p>経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。また、教員の研究費等外部資金を獲得するための体制を充実させ、大学全体で取り組む。</p>
<p>(2) 経費の効率化</p> <p>経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、教職員のコスト意識を高め、法人運営費の効率的な執行に努める。</p>	<p>(2) 経費の効率化</p> <p>経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、教職員のコスト意識を高め、法人運営費の効率的な執行に努める。</p>
<p>(3) 資産の適正管理及び有効活用</p> <p>法人の資産を適正に管理・運用するとともに、大学の施設・設備を有効に活用し、地域社会への貢献を図る。</p> <p>大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。</p>	<p>(3) 資産の適正管理及び有効活用</p> <p>法人の資産を適正に管理・運用するとともに、大学の施設・設備を有効に活用し、地域社会への貢献を図る。</p> <p>大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。</p>

第3期中期目標	第4期中期目標（案）
5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
(1) 自己点検及び自己評価の充実 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況について、毎年度自己点検及び自己評価を行い、併せて第三者評価を受ける。また、それらの結果を公表するとともに、大学の活動及び組織運営の改善のために活用する。	(1) 内部質保証の推進 <u>内部質保証システムを強化し、PDCAサイクルを機能させて、教育・研究等の持続的な改善を進める。</u>
(2) 情報公開や情報発信の推進 公立大学法人として、県民をはじめ社会への説明責任を果たし、大学の活動に対する県民の理解や参加を求めするために、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開するとともに、効果的な情報発信に努める。	(2) 情報公開や情報発信の推進 <u>県や市、関係団体などステークホルダーや社会への説明責任を果たし、県民の理解や参加を促すために、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開し、効果的な情報発信に努める。</u>
6 その他業務運営に関する重要目標	6 その他業務運営に関する重要目標
(1) 施設・設備の整備と活用 法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、中長期的な視点による計画的な施設・設備の整備と活用を図る。	(1) 施設・設備の整備と活用 法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、 <u>中長期保全計画に基づき</u> 計画的な施設・設備の整備と活用を図る。
(2) 大学の危機管理 学内における事故や犯罪及び災害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び防災・防犯体制の充実・強化を図る。 同時に、災害時の危機管理体制の整備に努める。	(2) 大学の危機管理 学内における事故や犯罪及び災害による被害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び <u>危機管理体制を状況に応じて見直し、充実を図る。</u>
(3) 人権尊重の推進 学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントを防止するための取組を推進する。	(3) 人権尊重の推進 学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントの防止、 <u>ダイバーシティの推進を図る。</u>

第3期中期目標

(4) 情報管理の徹底

大学が保有する情報を適正に管理する。

別表

学部	看護学部
研究科	看護学研究科

第4期中期目標(案)

(4) 情報管理の徹底

大学が保有する情報を適正に管理するとともに、情報セキュリティの強化を図る。

別表

学部	看護学部
研究科	看護学研究科

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の第3期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

資料7

1. 第3期中期目標期間の実績 –平成30～令和5年度（2018～2023年度）–

1 教育研究等の質の向上

- 全学科横断型カリキュラム「アートマネジメントプログラム」を開講し、総合文化センターやOPAM等と連携して実践的な学修活動を実施（H30～R4 延973名受講）
- R4年度まで高い就職率（98%）と進学率（99%）を達成。5年間で延546社の県内企業から求人があり、県内就職者は708名と若年者の県内定着に貢献
- 実践型の学修活動「サービスマーケティング」や巡回演奏会、国内外の第一線で活躍するアーティストによる公開レッスン等、地域貢献活動を5年間で308回実施
- コロナ禍により、海外への短期留学（H30,R1,R4計101人）はR2年度からR3年度まで中止、協定校との現地交流（H30,R1計17回）はR4年度まで中止

2 業務運営の改善

- 教員の定年退職時に、新たな学修ニーズに対応するための担当教員を採用することで教育体制を強化

3 財務内容の改善

- キャンパス整備時に積立金を取崩し、ピアノ等の備品を充実させたが、積立金の目標残高は確保

4 自己点検及び外部評価

- 教育研究等の質の向上は5年連続でS評価（H21年度から14年連続）

5 その他業務運営に関する重要事項

- キャンパスのリニューアルを令和2年度に完了
- 学生に対する教員のハラスメント行為が発生したため、懲戒処分(R4年度)

2. 第3期中期目標期間の総括と今後の課題について

・総括

教育研究等の質の向上に着実に取り組み、目標で定める就職率の達成に加え、県内就職率も向上（H29 60.8%→R4 68.1%）させて、社会で活躍できる人材の育成を行っている。

ハラスメント事案は発生したが、法人において再発防止対策に取り組んでおり、法人の組織・業務全般について、法に規定する所要の措置を講ずる必要はない。

・今後の課題

県内企業等の人材不足が懸念されているため、県内外へ積極的に芸短大の情報を発信して優秀な学生を確保し、実践型学修を通じて県内定着に繋がる人材育成を行うこと

コロナ禍により中止した海外への短期留学や協定校との現地交流を、コロナ禍前の水準まで早期に回復させ、さらなる展開につなげること

県内でDXなどに対応できる人材が不足しているため、社会人の学び直し（リカレント教育）にも取り組むこと

信頼回復に向けコンプライアンス遵守を徹底すること

第 3 期中期目標期間の業務実績評価

1. 中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する全体評価（概要） R4.7評価結果

【見込評価】

全体として中期計画の達成見込みが良好である。

【主な評価理由】

- ・平成30年度から新たにスタートした「アートマネジメントプログラム」については、全学科の学生が受講し、学科の枠を超えた新たな学びの場となっていること。
- ・進路指導の充実により、就職内定率、進学合格率ともに中期目標を達成する見込みであること。
- ・理事長兼学長のリーダーシップのもと、幹部会議や学内委員会のマネジメント機能の強化を図り、迅速かつ機動的な意思決定を行っていること。
- ・教職員対象の内部研修実施のほか、外部研修への積極的な参加と成果の共有、教員評価制度を活用することでモチベーション向上に取り組んでいること。
- ・大学独自の研究費特別枠を設定し、外部研究資金獲得に向けた準備研究を支援するとともに、科研費を申請する教員を事務局職員が支援し、外部競争資金や受託事業の獲得に取り組んでいること。

2. 項目別評価の概要

各年度及び見込評価において、おおむね各項目で「A」以上の評価

大項目評価	評価対象事業年度					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	全体評価見込	令和4年度
I.大学の教育研究等の質の向上に関する目標	S	S	S	S	S	S
II.業務運営の改善及び効率化に関する目標	A	A	A	A	A	A
III.財務内容の改善に関する目標	A	A	A	A	A	A
IV.自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	A	A	A	A	A	A
V.その他業務運営に関する目標	A	A	A	A	A	C

S：特筆すべき進行状況
A：計画どおり
B：おおむね計画どおり
C：やや遅れている
D：重大な改善事項あり

I 第4期中期目標のコンセプト

1 芸術系と人文系を併せ持つ唯一の公立短期大学としての特色を活かして、若年者を県内へ呼び込み、育て、県内への定着を図る。

- (1) 魅力ある大学づくりとPRを進め、県内外から選ばれる大学を目指す。
- (2) 県内各地に積極的に出向く学修を展開し、地域に求められる人材、地域に関心を持つ人材を育成する。
- (3) 学生の県内就職を促進し、県内企業のニーズに合った即戦力人材を定着させる。

2 アフターコロナ等の新たな課題への対応

コロナ禍で落ち込んでいた国際交流活動の展開、リニューアルしたキャンパスの一般利用の拡大、社会人の学び直し（リカレント教育）、教職員のコンプライアンスの遵守

II 第4期中期目標のポイント -令和6～11年度（2024～2029年度）-

1 教育研究等の質の向上

(1) 県内外からの若年層の呼び込み

- ・魅力ある短大としてのブランド戦略を構築するとともに、各種学外活動やSNS、教員の高校訪問等で積極的に情報発信して、県内外から多くの志願者を確保

(2) 社会に求められる人材を育成

- ・新たにアート思考やデザイン思考の教育を学科横断的に展開し、課題発見・解決スキルを持った人材を育成
- ・サービスマーケティングを始めとする実践型の学外活動等を推進し、学生が県内で働くことへの関心を高めるとともに、地域課題の解決を通じて地域の大学への好感度を向上

(3) 県内への人材定着を推進

- ・インターンシップや面接支援など地元企業と連携した丁寧な就職支援を実施し、より多くの学生の県内就職を促進

(4) アフターコロナ等の課題への対応

- ・学生の海外派遣や海外からの留学生受入、第一線で活躍する海外アーティストの招へい等、積極的に国際交流を推進
- ・企業や社会人から求められるデジタル技術などの学習機会を提供

2 業務運営の改善

- ・海外からの留学生や障がいを持った学生の受入拡大等に対応できる体制を整備

3 財務内容の改善

- ・イベント開催のための募金活動やキャンパスの貸出拡大等により、外部資金を獲得
- ・経営の効率化に不断に取り組み、災害等不測の事態にも対応可能な積立金を確保

4 自己点検及び外部評価

- ・法改正に伴い廃止される年度毎の外部評価に代わり、成果指標を設定

※4年度目と最終年度の外部評価は継続

5 その他業務運営に関する重要事項

- ・教職員のコンプライアンス遵守の再徹底

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学第4期中期目標（案）

第1 目的

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（以下「法人」という。）は、短期大学を設置し、及び管理することにより、芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有する人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展を通じた大分県の未来創造に寄与することを目的とする。

第2 法人の基本的目標

1 教育

芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を生かし、魅力あるカリキュラムやコースの検討・再編、大分県立美術館や大分県立総合文化センターと連携した実践教育の充実を通じて、質の高い専門教育及び教養教育を学生に提供することにより、幅広い教養及び優れた技能並びに専門的な知識及び総合的な判断力を持ち、広く社会で活躍できる人材を育成する。

また、編入学や専攻科への進学など、多様な進路の選択肢を提供できるような教育を行う。

2 研究

芸術と文化に関する特色ある研究活動を推進し、国内はもとより国際的な視野に立った研究成果を創出する。

3 社会貢献

地域社会のニーズに応え、開かれた大学として、リカレント教育を含めた生涯学習講座の充実など、県民に広く学習の機会を提供するとともに、大分県立美術館や大分県立総合文化センターとの連携等により、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、県民の芸術文化活動や地域づくりへの支援、産業界との連携を図ることで、大分県の発展に貢献する。

4 組織運営

理事長・学長のリーダーシップの発揮をはじめ、経営や財務の適正化と効率化を図るための組織・人事体制を整える。

また、適正な業務執行を確保するため、財政基盤や組織体制の強化を図るとともに、運営の透明性の確保に努め、公立大学法人としての説明責任を果たす。

第3 業務運営に関する目標

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学科及び専攻科を置く。

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育

ア 教育の内容と到達目標

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の運用により、教育成果の向上を図り、芸術と文化に関する専門的な知識と技能、総合的な判断力と課題解決力を有し、社会で活躍する実践力・応用力を持った人材を育成する。

また、地方創生の実現に向けて、芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を生かし、学科横断的な教育や学外での実践的学修等を展開することで、地域に求められる即戦力人材を育成する。

イ 教育の実施体制

学修効果を高めるために、専門教育及び教養教育のカリキュラムを点検・評価し、地域や企業、行政と連携した実践的な教育活動を取り入れるなど改善に役立てる。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展や、新型コロナウイルス感染症により停滞した国際交流の回復など、社会情勢や地域社会における教育ニーズを的確に把握し、教育の実施体制を絶えず検証するとともに、教育環境の整備と充実を図る。

ウ 修学支援

一人ひとりの学生が、自ら目標を設定し、その達成に向けて学ぶことができるように学修支援と生活支援を充実させる。

また、留学生や障がいのある学生、社会人の学生が安心して学修できるように支援内容の充実を図る。

エ 国際交流の推進

グローバル社会において活躍できる人材を育成するため、海外協定校との国際交流を推進するとともに、学生の海外への留学、海外からの留学生の受け入れにおける支援に取り組む。

オ 進路支援

個々の学生に応じた進路支援を充実させ、職業人として又は進学して新たな道に踏み出せるよう指導し、職域の拡大や学修意欲向上を図ることで、高い就職率・進学率

を達成する。

また、県内の企業情報の提供や企業と連携した活動など、県内就職・定着に向けた取組を推進する。

(2) 入学者の確保・受入れ

戦略的な広報活動により大学の教育目的と芸術文化の魅力を社会に周知し、意欲的な学生の確保に努める。

また、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、適切に入学者の受入れを行う。

さらに、高大連携による人材の育成や学生の確保に向けて、大分県立芸術緑丘高等学校等の高等学校と連携強化を図る。

(3) 研究

ア 研究の方向

産業の発展に資するなど、質の高い研究活動を推進するとともに、作品制作・演奏などの創造的な表現活動を展開する。

また、他大学、芸術文化や産業振興の関係団体、企業、試験研究機関等と連携して、学際的又は複合的な研究を展開するとともに、研究成果を積極的に地域社会に還元する。

イ 研究の実施体制

研究活動を推進するために、大学運営における各種業務の円滑化を図る。

また、研究環境の改善に努めるとともに、研究成果の適切な評価を行う。

(4) 社会貢献

ア 地域社会への貢献

大分県立美術館や大分県立総合文化センターをはじめ、地域社会、自治体、他の教育機関、企業・NPO法人等との連携を推進し、県民の芸術文化の向上や地域づくり、産業の発展に貢献する。

イ 地域の国際化への貢献

海外の教育機関等との連携による国際交流の取組を推進するとともに、大学が有する資源を活用し、地域の国際化に貢献する。

ウ 県民への学習機会の提供

地域社会のニーズに応え、地域に開かれた大学として、リカレント教育を含めた生涯学習講座を充実させるなど、県民に広く学習機会を提供する。

3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制

理事長・学長のリーダーシップの発揮と、教員・職員の連携により、機動的・戦略的な大学運営を行うとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れることで、地域に開かれた大学運営を推進する。

また、留学生、障がいのある学生及び社会人の学生の受入れを拡大できるよう、定期的に業務体制を見直す等、適正な業務執行を確保するための体制の整備を図るとともに、事務の遂行の合理化及び簡素化を図り、専門性の確保のための事務局の組織及び事務の遂行体制について継続して検討を行う。

(2) 人事の適正化

教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保するとともに、教職員の能力向上及び組織の活性化を図る。

業務に対する教職員の意識・意欲及び能力を高めるため、教職員の評価制度について継続して改善・充実を図る。

(3) 業務の選択と集中

予算と人的資源を最大限に生かして大学経営を行うため、講座や社会貢献事業等の成果を評価した上で、ニーズの高い事業を重点的に実施するなど業務の選択と集中を図る。

4 財務内容の改善に関する目標

(1) 事務等の効率化及び経費の抑制

経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、教職員の意識改革を進め、法人運営費の効率的な執行に努める。

教育・研究の戦略的な取組に資するとともに、災害等不測の事態にも対応できるよう、方針を定めて計画的に利益剰余金を積み立てる。

(2) 自己収入及び外部資金の獲得

経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。

また、研究費や寄附金等の外部資金の獲得へ全学的に取り組む。

(3) 資産の適正管理及び有効活用

法人の資産を適正に管理・運用するとともに、大学の施設・設備を県民にも開放して有効に活用し、地域社会への貢献を図る。

大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。

5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 自己点検及び自己評価の充実

教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況についての成果指標を設定し、毎年度自己点検及び自己評価を行い、併せて中期目標期間の4年度目と最終年度の業務の実績につ

いては第三者評価を受ける。

また、それらの結果を公表するとともに、大学の活動及び組織運営の改善のために活用する。

(2) 情報公開や情報発信の推進

公立大学法人として、県民をはじめ社会への説明責任を果たし、大学の活動に対する県民の理解や参加を求めるために、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開するとともに、効果的な情報発信に努める。

6 その他業務運営に関する重要目標

(1) 施設・設備の整備と活用

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する目標を達成するため、計画的に必要な施設・設備を整備し、活用を図る。

(2) 大学の安全管理

学内における事故や犯罪及び災害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び防災・防犯体制の充実・強化を図る。

また、自然災害の発生や新たな感染症の流行等においても、教育研究環境が確保されるようBCP（事業継続計画）の維持・更新を行う。

(3) 情報セキュリティの確保

個人情報をはじめとする各種情報の外部への漏えい等を防止するため、情報の保護や管理を適正に実施する。

(4) コンプライアンス意識の向上、人権尊重の推進

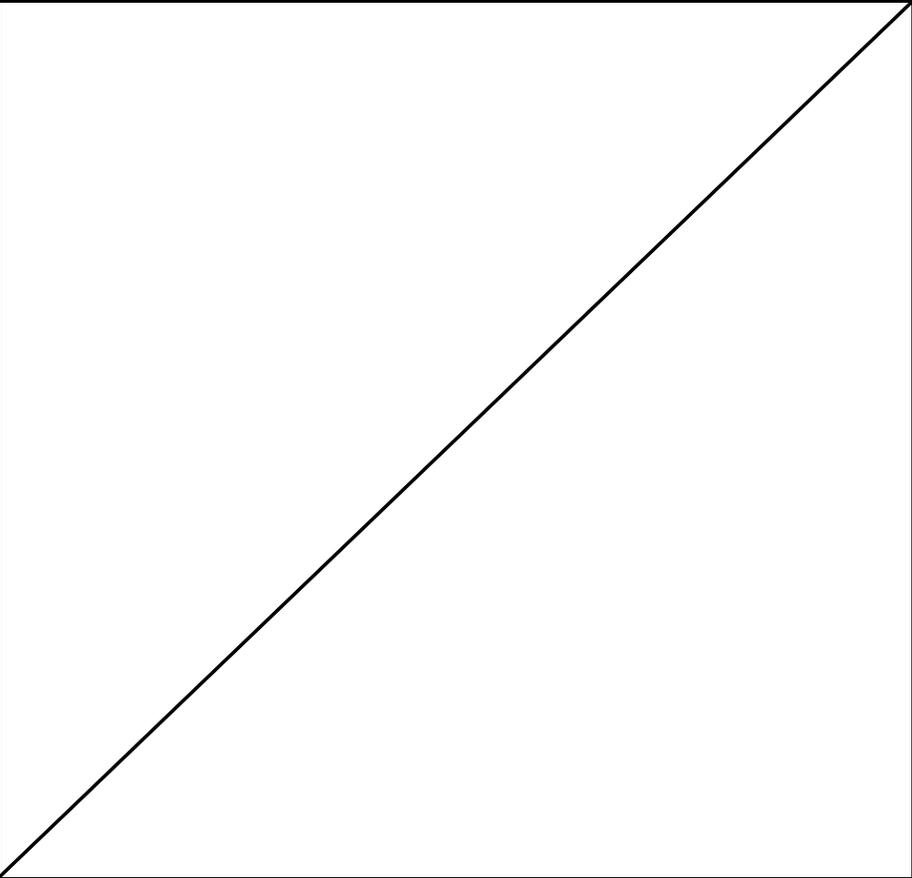
大学に対する県民の信頼に応え、適正な業務運営を行うため、教職員のコンプライアンス意識を徹底するとともに、学生及び教職員の人権意識の向上、人権侵害や各種ハラスメントの防止及びダイバーシティの推進を図る。

別表

学 科	美術科	美術専攻
		デザイン専攻
	音楽科	
	国際総合学科	
	情報コミュニケーション学科	
専攻科	造形専攻	
	音楽専攻	

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 第4期中期目標(案)に対する意見及び意見に対する県の考え方

資料10

項目	意見の概要	意見に対する考え方及び反映状況
-	意見なし	

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学第3期中期目標と第4期中期目標（案）の対照表

資料 1 1

第3期中期目標 項目	第4期中期目標（素案）項目
<p>第1 目的</p> <p>第2 法人の基本的目標</p> <p>1 教育 2 研究 3 社会貢献 4 組織運営</p> <p>第3 業務運営に関する目標</p> <p>1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>(1) 中期目標の期間 (2) 教育研究上の基本組織</p> <p>2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 教育</p> <p>ア 教育の内容と到達目標 イ 教育の実施体制 ウ 学生への支援</p> <p>エ 入学者の確保・受入れ</p> <p>(2) 研究</p> <p>ア 研究の方向 イ 研究の実施体制</p> <p>(3) 社会貢献</p> <p>ア 地域社会への貢献 イ 国際交流の推進</p> <p><u>(4) その他の目標</u></p> <p><u>ア 高等学校との連携</u></p> <p>3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 運営体制 (2) 人事の適正化 (3) 業務の選択と集中</p> <p>4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 事務等の効率化及び経費の抑制 (2) 自己収入及び外部資金の獲得</p> <p>(3) 資産の適正管理及び有効活用</p> <p>5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>(1) 自己点検及び自己評価の充実 (2) 情報公開や情報発信の推進</p> <p>6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) 施設・設備の整備と活用 (2) 大学の安全管理 (3) 情報セキュリティの確保</p> <p>(4) 人権尊重の推進</p>	<p>第1 目的</p> <p>第2 法人の基本的目標</p> <p>1 教育 2 研究 3 社会貢献 4 組織運営</p> <p>第3 業務運営に関する目標</p> <p>1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>(1) 中期目標の期間 (2) 教育研究上の基本組織</p> <p>2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 教育</p> <p>ア 教育の内容と到達目標 イ 教育の実施体制 ウ <u>修学支援</u></p> <p><u>エ 国際交流の推進 オ 進路支援</u></p> <p><u>(2) 入学者の確保・受入れ</u></p> <p><u>(3) 研究</u></p> <p>ア 研究の方向 イ 研究の実施体制</p> <p><u>(4) 社会貢献</u></p> <p>ア 地域社会への貢献 イ <u>地域の国際化への貢献</u> ウ <u>県民への学習機会の提供</u></p> <p>3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 運営体制 (2) 人事の適正化 (3) 業務の選択と集中</p> <p>4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 事務等の効率化及び経費の抑制 (2) 自己収入及び外部資金の獲得</p> <p>(3) 資産の適正管理及び有効活用</p> <p>5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>(1) 自己点検及び自己評価の充実 (2) 情報公開や情報発信の推進</p> <p>6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) 施設・設備の整備と活用 (2) 大学の安全管理 (3) 情報セキュリティの確保</p> <p>(4) <u>コンプライアンス意識の向上、</u>人権尊重の推進</p>

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学第3期中期目標と第4期中期目標（案）の対照表

第3期中期目標	第4期中期目標（素案）
<p>第1 目的</p> <p>公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（以下「法人」という。）は、短期大学を設置し、及び管理することにより、芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有し、実践・応用する人間性豊かな人材を育成し、もって大分県の芸術文化の振興及び地域社会の発展といった「創造県おおいた」の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 法人の基本的目標</p> <p>1 教育</p> <p>芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を生かし、魅力あるカリキュラムやコースの検討・再編、大分県立美術館や大分県立総合文化センターと連携した実践教育の充実を通じて、質の高い専門教育及び教養教育を学生に提供することにより、幅広い教養及び優れた技能並びに専門的な知識及び総合的な判断力を持ち、広く社会で活躍できる人材を育成する。</p> <p>また、編入学や専攻科への進学など、多様な進路の選択肢を提供できるような教育を行う。</p> <p>2 研究</p> <p>芸術と文化に関する特色ある研究活動を推進し、国内はもとより国際的な視野に立った研究成果を創出する。</p> <p>3 社会貢献</p> <p>地域社会のニーズに応え、開かれた大学として、生涯学習講座の充実など、県民に広く学習の機会を提供するとともに、大分県立美術館や大分県立総合文化センターとの連携等により、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、県民の芸術文化活動や地域づくりへの支援、産業界との連携を図ることで、大分県の発展に貢献する。</p> <p>4 組織運営</p>	<p>第1 目的</p> <p>公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（以下「法人」という。）は、短期大学を設置し、及び管理することにより、芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有する人材を育成し、もって<u>芸術の創造、文化の進展</u>及び地域社会の発展<u>を通じた大分県の未来創造</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 法人の基本的目標</p> <p>1 教育</p> <p>芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を生かし、魅力あるカリキュラムやコースの検討・再編、大分県立美術館や大分県立総合文化センターと連携した実践教育の充実を通じて、質の高い専門教育及び教養教育を学生に提供することにより、幅広い教養及び優れた技能並びに専門的な知識及び総合的な判断力を持ち、広く社会で活躍できる人材を育成する。</p> <p>また、編入学や専攻科への進学など、多様な進路の選択肢を提供できるような教育を行う。</p> <p>2 研究</p> <p>芸術と文化に関する特色ある研究活動を推進し、国内はもとより国際的な視野に立った研究成果を創出する。</p> <p>3 社会貢献</p> <p>地域社会のニーズに応え、開かれた大学として、<u>リカレント教育を含めた</u>生涯学習講座の充実など、県民に広く学習の機会を提供するとともに、大分県立美術館や大分県立総合文化センターとの連携等により、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、県民の芸術文化活動や地域づくりへの支援、産業界との連携を図ることで、大分県の発展に貢献する。</p> <p>4 組織運営</p>

第3期中期目標

理事長・学長のリーダーシップの発揮をはじめ、経営や財務の適正化と効率化を図るための組織・人事体制を整える。

また、適正な業務執行を確保するための体制の整備を図り、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。

第3 業務運営に関する目標

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学科及び専攻科を置く。

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育

ア 教育の内容と到達目標

芸術と文化に関する専門的な知識と技能、総合的な判断力と課題解決力を有し、社会で活躍する実践力・応用力を持った人材を育成する。

また、地方創生の実現に向けて、芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を生かし、学科横断的な教育を展開し、地域づくりや産業の発展に、芸術文化の創造性を生かして寄与する職業人を育成する。

この目標を達成するために、本学の特色を生かすとともに、地域課題にも応じた適切なカリキュラムやコースのあり方の検討を行い、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の運用により、教育活動の充実を図る。

また、学生の学修成果・成長過程を把握し、教育成果の向上に努める。

イ 教育の実施体制

学修効果を高めるために、専門教育及び教養教育のカリキュラムを点検・評価し、地域や企業、行政と連携した実践的な教育活動を取り入れるなど改善に役立てる。

第4期中期目標（素案）

理事長・学長のリーダーシップの発揮をはじめ、経営や財務の適正化と効率化を図るための組織・人事体制を整える。

また、適正な業務執行を確保するため、財政基盤や組織体制の強化を図るとともに、運営の透明性の確保に努め、公立大学法人としての説明責任を果たす。

第3 業務運営に関する目標

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学科及び専攻科を置く。

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育

ア 教育の内容と到達目標

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の運用により、教育成果の向上を図り、芸術と文化に関する専門的な知識と技能、総合的な判断力と課題解決力を有し、社会で活躍する実践力・応用力を持った人材を育成する。

また、地方創生の実現に向けて、芸術系学科と人文系学科から成る大学の特色を生かし、学科横断的な教育や学外での実践的学修等を展開することで、地域に求められる即戦力人材を育成する。

イ 教育の実施体制

学修効果を高めるために、専門教育及び教養教育のカリキュラムを点検・評価し、地域や企業、行政と連携した実践的な教育活動を取り入れるなど改善に役立てる。

第3期中期目標

また、I o T (Internet of Things) の進展、クリエイティブ産業への挑戦など、社会情勢や地域社会における教育ニーズを的確に把握し、教育の実施体制を絶えず検証するとともに、教育環境の整備と充実を図る。

ウ 学生への支援

一人ひとりの学生が、自ら目標を設定し、その達成に向けて学ぶことができるように学修支援と生活支援を充実させる。

また、個々の学生に応じた進路支援を充実させ、職業人として又は進学して新たな道に踏み出せるよう指導し、職域の拡大や学修意欲向上を図ることで、高い就職率・進学率を達成する。

さらに、留学生や障がいのある学生、社会人の学生が安心して学修できるように支援内容の充実を図る。

エ 入学者の確保・受入れ

大学の教育目的と芸術文化の魅力を社会に周知し、意欲的な学生の確保に努める。

また、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、適切に入学者の受入れを行う。

第4期中期目標（素案）

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展や、新型コロナウイルス感染症により停滞した国際交流の回復など、社会情勢や地域社会における教育ニーズを的確に把握し、教育の実施体制を絶えず検証するとともに、教育環境の整備と充実を図る。

ウ 修学支援

一人ひとりの学生が、自ら目標を設定し、その達成に向けて学ぶことができるように学修支援と生活支援を充実させる。

また、留学生や障がいのある学生、社会人の学生が安心して学修できるように支援内容の充実を図る。

エ 国際交流の推進

グローバル社会において活躍できる人材を育成するため、海外協定校との国際交流を推進するとともに、学生の海外への留学、海外からの留学生の受け入れにおける支援に取り組む。

オ 進路支援

個々の学生に応じた進路支援を充実させ、職業人として又は進学して新たな道に踏み出せるよう指導し、職域の拡大や学修意欲向上を図ることで、高い就職率・進学率を達成する。

また、県内の企業情報の提供や企業と連携した活動など、県内就職・定着に向けた取組を推進する。

(2) 入学者の確保・受入れ

戦略的な広報活動により大学の教育目的と芸術文化の魅力を社会に周知し、意欲的な学生の確保に努める。

また、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、適切に入学者の受入れを行う。

さらに、高大連携による人材の育成や学生の確保に向けて、大分県立芸術緑丘高等学校等の高等学校と連携強化を図る。

第3期中期目標

(2) 研究

ア 研究の方向

産業の発展に資するなど、質の高い研究活動を推進するとともに、作品制作・演奏などの創造的な表現活動を展開する。

また、他大学、芸術文化や産業振興の関係団体、企業、試験研究機関等と連携して、学際的又は複合的な研究を展開するとともに、研究成果を積極的に地域社会に還元する。

イ 研究の実施体制

研究活動を推進するために、大学運営における各種業務の円滑化を図る。
また、研究環境の改善に努めるとともに、研究成果の適切な評価を行う。

(3) 社会貢献

ア 地域社会への貢献

地域社会のニーズに応え、地域に開かれた大学として、生涯学習講座の充実など、県民に広く学習機会を提供する。

大分県立美術館や大分県立総合文化センターとの連携をはじめ、地域社会、自治体、他の教育機関、企業・NPO法人等との連携を推進し、県民の芸術文化の向上や地域づくり、産業の発展に貢献する。

イ 国際交流の推進

海外の教育機関等との連携による国際交流の取組を推進するとともに、大学が有する資源を活用し、地域の国際化に貢献する。

(4) その他の目標

第4期中期目標（素案）

(3) 研究

ア 研究の方向

産業の発展に資するなど、質の高い研究活動を推進するとともに、作品制作・演奏などの創造的な表現活動を展開する。

また、他大学、芸術文化や産業振興の関係団体、企業、試験研究機関等と連携して、学際的又は複合的な研究を展開するとともに、研究成果を積極的に地域社会に還元する。

イ 研究の実施体制

研究活動を推進するために、大学運営における各種業務の円滑化を図る。
また、研究環境の改善に努めるとともに、研究成果の適切な評価を行う。

(4) 社会貢献

ア 地域社会への貢献

大分県立美術館や大分県立総合文化センターをはじめ、地域社会、自治体、他の教育機関、企業・NPO法人等との連携を推進し、県民の芸術文化の向上や地域づくり、産業の発展に貢献する。

イ 地域の国際化への貢献

海外の教育機関等との連携による国際交流の取組を推進するとともに、大学が有する資源を活用し、地域の国際化に貢献する。

ウ 県民への学習機会の提供

地域社会のニーズに応え、地域に開かれた大学として、リカレント教育を含めた生涯学習講座を充実させるなど、県民に広く学習機会を提供する。

第3期中期目標

ア 大分県立芸術緑丘高等学校との連携

高大連携による人材の育成や学生の確保に向けて、大分県立芸術緑丘高等学校との連携強化を図る。

3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制

理事長・学長がリーダーシップを発揮できるようマネジメント機能を強化するとともに、機動的・戦略的な大学運営に向けた教員・職員それぞれの資質・能力の向上と教員・職員の連携体制を確保する。これにより法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学運営を推進する。

適正な業務執行を確保するための体制の整備を図るとともに、事務の遂行の合理化及び簡素化を図り、専門性の確保のための事務局の組織及び事務の遂行体制について継続して検討を行う。

(2) 人事の適正化

教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保するとともに、教職員の能力向上及び組織の活性化を図る。

業務に対する教職員の意識・意欲及び能力を高めるため、教職員の評価制度について継続して改善・充実を図る。

(3) 業務の選択と集中

予算と人的資源を最大限に生かして大学経営を行うため、講座や社会貢献事業等の成果を評価した上で、ニーズの高い事業を重点的に実施するなど業務の選択と集中を図る。

4 財務内容の改善に関する目標

(1) 事務等の効率化及び経費の抑制

経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、教職員の意識改革を進め、

第4期中期目標（素案）

3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制

理事長・学長のリーダーシップの発揮と、教員・職員の連携により、機動的・戦略的な大学運営を行うとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れることで、地域に開かれた大学運営を推進する。

また、留学生、障がいのある学生及び社会人の学生の受入れを拡大できるよう、定期的に業務体制を見直す等、適正な業務執行を確保するための体制の整備を図るとともに、事務の遂行の合理化及び簡素化を図り、専門性の確保のための事務局の組織及び事務の遂行体制について継続して検討を行う。

(2) 人事の適正化

教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保するとともに、教職員の能力向上及び組織の活性化を図る。

業務に対する教職員の意識・意欲及び能力を高めるため、教職員の評価制度について継続して改善・充実を図る。

(3) 業務の選択と集中

予算と人的資源を最大限に生かして大学経営を行うため、講座や社会貢献事業等の成果を評価した上で、ニーズの高い事業を重点的に実施するなど業務の選択と集中を図る。

4 財務内容の改善に関する目標

(1) 事務等の効率化及び経費の抑制

経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、教職員の意識改革を進め、

第3期中期目標

法人運営費の効率的な執行に努める。

教育・研究の戦略的な取組に資するため、計画的な利益剰余金の積立てができるよう方針を定めて取り組む。

(2) 自己収入及び外部資金の獲得

経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。

また、研究費等外部資金を獲得するための支援体制を充実させ、全学的に取り組む。

(3) 資産の適正管理及び有効活用

法人の資産を適正に管理・運用するとともに、大学の施設・設備を有効に活用し、地域社会への貢献を図る。

大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。

5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 自己点検及び自己評価の充実

教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況について、毎年度自己点検及び自己評価を行い、併せて第三者評価を受ける。

また、それらの結果を公表するとともに、大学の活動及び組織運営の改善のために活用する。

(2) 情報公開や情報発信の推進

公立大学法人として、県民をはじめ社会への説明責任を果たし、大学の活動に対する県民の理解や参加を求めめるために、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開するとともに、効果的な情報発信に努める。

第4期中期目標（素案）

法人運営費の効率的な執行に努める。

教育・研究の戦略的な取組に資するとともに、災害等不測の事態にも対応できるよう、方針を定めて計画的に利益剰余金を積み立てる。

(2) 自己収入及び外部資金の獲得

経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。

また、研究費や寄附金等の外部資金の獲得へ全学的に取り組む。

(3) 資産の適正管理及び有効活用

法人の資産を適正に管理・運用するとともに、大学の施設・設備を県民にも開放して有効に活用し、地域社会への貢献を図る。

大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。

5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 自己点検及び自己評価の充実

教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況についての成果指標を設定し、毎年度自己点検及び自己評価を行い、併せて中期目標期間の4年度目と最終年度の業務の実績については第三者評価を受ける。

また、それらの結果を公表するとともに、大学の活動及び組織運営の改善のために活用する。

(2) 情報公開や情報発信の推進

公立大学法人として、県民をはじめ社会への説明責任を果たし、大学の活動に対する県民の理解や参加を求めめるために、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開するとともに、効果的な情報発信に努める。

第3期中期目標	第4期中期目標（素案）
<p>6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) 施設・設備の整備と活用 キャンパス整備を着実に実行し、完了させるとともに、法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する目標を達成するため、計画的に必要な施設・設備を整備し、活用を図る。</p> <p>(2) 大学の安全管理 学内における事故や犯罪及び災害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び防災・防犯体制の充実・強化を図る。</p> <p>(3) 情報セキュリティの確保 個人情報をはじめとする各種情報の外部への漏えい等を防止するため、情報の保護や管理を適正に実施する。</p> <p>(4) 人権尊重の推進 学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントを防止するための取組を推進する。</p>	<p>6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) 施設・設備の整備と活用 法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する目標を達成するため、計画的に必要な施設・設備を整備し、活用を図る。</p> <p>(2) 大学の安全管理 学内における事故や犯罪及び災害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び防災・防犯体制の充実・強化を図る。 <u>また、自然災害の発生や新たな感染症の流行等においても、教育研究環境が確保されるようBCP（事業継続計画）の維持・更新を行う。</u></p> <p>(3) 情報セキュリティの確保 個人情報をはじめとする各種情報の外部への漏えい等を防止するため、情報の保護や管理を適正に実施する。</p> <p>(4) <u>コンプライアンス意識の向上、人権尊重の推進</u> <u>大学に対する県民の信頼に応え、適正な業務運営を行うため、教職員のコンプライアンス意識を徹底するとともに、学生及び教職員の人権意識の向上、人権侵害や各種ハラスメントの防止及びダイバーシティの推進を図る。</u></p>

第3期中期目標**第4期中期目標（素案）**

別表

学 科	美術科	美術専攻
		デザイン専攻
	音楽科	
	国際総合学科	
情報コミュニケーション学科		
専攻科	造形専攻	
	音楽専攻	

別表

学 科	美術科	美術専攻
		デザイン専攻
	音楽科	
	国際総合学科	
情報コミュニケーション学科		
専攻科	造形専攻	
	音楽専攻	